

第二回國會議院農林委員會會議錄第二十四号

昭和二十三年六月二十三日(水曜日) 午前十時三十四分開議

出席委員

- 委員長 井上 良次君
- 理事 岩本 信行君 理事 森 幸太郎君
- 理事 佐竹 新市君 理事 水井勝次郎君
- 理事 鈴木 強平君 理事 寺島隆太郎君
- 理事 萩原 壽雄君 小川原政信君
- 小野瀬 忠兵衛君 佐々木秀世君
- 重富 卓君 田口助太郎君
- 綱島 正興君 野原 正勝君
- 松野 頼三君 八木 一郎君
- 渡邊 良夫君 河合 義一君
- 清澤 俊英君 黒田 壽男君
- 田中織之進君 成瀬喜五郎君
- 野上 健次君 溝淵松太郎君
- 關根 久藏君 的場金石衛門君
- 松澤 一君 森山 武彦君

出席政府委員

- 農林政務次官 大島 義晴君
- 農林事務官 山添 利作君
- 委員外の出席者
- 専門調査員 片山 徳次君
- 専門調査員 岩隈 博君

本日の會議に付した事件

農業改良助長法案(内閣提出)(第一〇五号)

○井上委員長 これより會議を開きます。

本日は先日に引續いて、農業改良助長法案並びに食糧確保臨時措置法案の兩案を議題とし、質疑にはいります。

○森山委員 この農業改良助長法案の第一條に「公共の福祉を増進すること

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十四号 昭和二十三年六月二十三日

を目的とする」とありますが、非常な廣範圍にわたつておりまして、第二項の畜養業に関する試験研究及び普及事業を除くはほとんど含まれているように考えられるのであります。特に「農民が農業に関する諸問題につき有益、適切」云々というわけでありまして、非常に漠然としておるのであります。この点について具体的にこれを指示することはできないものでありますか。

○山添政府委員 新しいエキステンションの仕事の特徵といたしましては、農業に関する自然科学的な技術だけでなしに、新しく農民生活の改善ということのために普及事業を行うことが特徴をなしておるのであります。この重点を置きますところは、当面栄養の改善であるとか、衛生というふうな方面に力を注いでいきたい、こういう考えであります。しかしこの範圍を必ずしも法律上明確にすることは技術的にできないのであります。観念的に言いますと、これはやれるなら

ばいろいろな方面にわたつていいと思ひます。しかし實際問題としてそうはいきませんので、やはり衣食住というふうな点に重きを置く。なかなかよく栄養ないし衛生というふうな点に力を注ぎたい、こういう考えであります。

○森山委員 次に「試験研究機関」というふうになつておられますが、その中で養蚕のことは省かれておるのですけれども、飼畜に関するようなことは、この試験研究機関の中に別にはいつてないのでありますか。

○山添政府委員 はいつております。○森山委員 それから第二條の四項に、都道府縣以外の試験研究機関に対しては、補助金の二割を配分することになつておられるが、都道府縣の試験研究機関以外というものは、大体においてどういふものでございませうか。

○山添政府委員 大学でありますとか、あるいは民間の試験場——民間の試験場と申しますのは、昨日話が出ました大原の研究場のようなものであります。

○森山委員 それからさしあたり七十の試験場に交付するということになつておられますが、七十五というは大體どういふ見当なものでございませうか。

○山添政府委員 都道府縣の数が四十六あるわけでありまして、あと三十くらあるわけでありまして、この数を勘定いたしますのに、大学等は一個と勘定するのであります。たとえば東京大学の理学部にも委託研究をする、あるいは農学部にも補助金を出す、こういうふうな場合に一個と見る。大體この程度の範圍で抑えて、同時にまたこれ以上殖やすことになつて、あまりに分散をして、かえつて全体的の能率を阻害する。こういう観点であります。

な建物とか施設が要るわけでありまして、こういう金は結局既存の試験場とかいふものに交付するものであつて、新しいのは認めない、こういう意味でありますか。

○山添政府委員 資金の使途は、もつぱら土地であるとか、建物であるとかいう施設には使わないことになつていけるわけでありまして、その意味は、既存の研究所に限る、こういう意味ではございませう。しかしながらこの資金を使いますについては、やはり全体の試験を総合的に行うための方法を勘案して使ひ、適當な研究項目を選んで、それに補助金なり委託金を交付する、こういうのであります。もし試験場を特別につくるために必要だといふことがございませうれば、かつそのために補助金が必要だといふことであれば、この法律によらずして、別途の措置を講ずるといふことに相なるわけでございます。現実の問題といたしましては、試験研究機関の数もある程度整理統合いたしまして、内容の充実をはかり、研究の活性化をはかりたいといふことで研究をされておられますが、もつとわかりやすく申せば、たとえば地震である試験場がつぶれてしまつた、それを復旧しなければならぬといふときには、別途にこの法律によらず資金を交付することになるわけでありまして、

○井上委員長 的場君。

○的場委員 ちよつと二、三お尋ねしたいのであります。この施設と従来の指導農場との関係はどういふふうになつておるのでありますか。指導農場を

この法律によつてやはり存続し、それを強化していくということにはならぬのであつて、

○山添政府委員 指導農場とは関係がないのであります。指導農場はもとより農民自身の希望に基き、また農民自身の費用においてやつていくというところがありまして、もとより差支えないのであります。事実問題として、費用の点からいふことは不可能だと考へておられるわけでありまして、指導農場はむしろ試験研究という点より、サービスというふうなところに重点をおいて活用をはかつていきたい、こういう考へをもつておられます。もちろんこの仕事のうちの二つとして、実地研究といたしましてデモンストラーション、新しい品種をおいてみる、そういうとき指導農場がこの仕事を引受けるといふことはございませうけれども、この法律そのものの対象として、特に指導農場を考へておられるということはないのであります。

○的場委員 そうすると指導農場は別途に何か助成でもして、あるいは育てていくという考へはないのですか。

○山添政府委員 指導農場は、従来の意味における指導機関としての施設として、これを廃止したしたのであります。國からはこの四月限りをもちまして助成金を打ち切りました。

○的場委員 そのことはわかっているのですが、その打切られたそれが、ただ地方だけの経費では維持困難を感ずると思つておられるが、農林省として、この法律でなくとも、何か助成の途が考

えられないのか。たとえは指導農場に働いている職員を、この法律で取扱つてゐる指導員、技術指導者というふうなものに委任をせよとか、あるいは試験研究を委託するとか、何か方法を講じて—もつとも指導農場のうちには非常によいものもあり、悪いものもありますが、非常に効果をあげてゐる優秀なものもある。そういうものは何かかふうして、農林省として持続できるようにひつぱつていけるような手助けをする方法は考えられていないのか、こういうことをお願ひし、かつお尋ねするわけでありませう。

○山添政府委員 指導農場に補助金を打ち切りました経緯につきましては、十分御承知の通りであります。新しい技術の普及施設といたしましては、この法律による施設に集中していきたいという考えでありまして、その他の方途に國で助成をするという考えはないのであります。

○的場委員 どうも満足できないのですけれども、その次のお尋ねをします。試験研究の機関の数は七十五を超えてはならないという規定になつておりますが、この七十五というのはいかなる規程によつて出てきたのでありますか、それを一つ、それから七十五という勘定のしかたが、一縣に一つの研究機関というものを認めて、その研究機関のある支所なり分場なりといったような意味において、すべてのものをくつつけていけば、五つあつても六つあつても、それは一つと勘定され得るのであります。さういふことは差支えないのであるか。その二つをお尋ねいたします。

○山添政府委員 七十五というのは、別に具体的にあれこれと勘定してきめた七十五ではございません。大体この範圍が適當であるという、いわば見込に属する数字であります。それから分場といたしまして、これは一個と勘定するわけでありまして、ただいまおあげになりました例の場合は一箇であります。

ために、いわゆる従來の役人かたぎでいかに考慮をいたしまして、縣の役人であり、また縣知事の任命のもとにあるけれども、實際の任命権は農業改良委員会にあるわけでありませう。農家百戸ないし三百戸で一人の委員を出す。そのことは法律に書いてございませうが、その市町村議会においてその代表を選任する。農家の人たちが、農家百戸の地区ごとに農業改良委員会を構成する。その委員会において、これ／＼の人という實際の選挙をする権限をもつておられるわけでありませう。またその地区における普及事業のやり方等についても、調査をし、建議をするというか、意見を出す。こういうことである。その委員会とこの専門指導員とは協力して仕事をしていく。従つてその本質においては、お述べになつたようなことになつておられるわけでありませう。

○的場委員 指導員の資格の問題についてお尋ね申しておきたいのであります。今これを見せたいのであります。今これは、高等あるいは大学の教育を受けた者でなければならぬとか、あるいは何年間何々に従事した者でなければならぬというふうな規定が設けられて、試験の制度によつて採用されるようでありませう。現在まで農村にあつて指導に従事して、その指導の効果を非常にあがる技術員と、学問はあるけれども農村にあつて指導をするが、農民たちがついてこない、指導効果がないうものは、ここに規定されておられます。逆な場合がありますが、それを自己の学歴あるいはその従事した経験、年数というふうなもので、窮屈に規定

されませうことは、優秀なる、従來もすでに試験済み、農村指導にとつては非常に効果ある、農民たちが慈父のごとく慕ふ指導者たちが、一部除けられる結果になるのではないか。これを農村の現状から考へて非常に心配しておられるのであります。その点特別の任用のことも一應書いてあるようでありませうけれども、あまりにどうも学歴とか、何々に従事した年数というものが窮屈に考へられることは、逆な効果があると思ひますので、農林省としてはこれをどんなに取扱ひになる御意思であるか、それをお聴かせ願ひたいと思ひます。

○山添政府委員 これはやはり従來の程度で技術者では、満足がでないものでありまして、だん／＼学問の方も、また人格、性質あるいは氣分、健康というふうな方面でも、眞に農民と携へて技術の向上のために盡し得るような人になつたという考えをもつておるのであります。学歴はないけれども、非常に胸のある人、かつ農民に信望のあるような人がありますれば、これは當然資格と認むべきであります。特にこれは初年度の試験をする場合等におきましては、さういふ人たちが正式の専門指導員、すなわち普及技術者になれるような途を考慮いたしておるのであります。その事柄につきましては、実はいろいろ地方の試験状況等に意見がございませう。それらのことにつきましては、参考資料として配付してございませう。もう少し先になつてから全体の會議を開いて、さらに補足すべき規定があるならば補足するということをいたしまして、今お述べになつたような場合を取

入れるというつもりでおられるわけでありませう。

○的場委員 もう一つお尋ねしたいのは、篤農家といふか、精農家といふか、それらのもつ特殊な技術をいかなる方法によつて採用され、普及されんとするものであります。ただ試験場なり学校なりで研究発見したことも、むしろ多年の経験による篤農家たちが發明し、創意をしたことで、國家に貢獻し得ることが多数あると思ひますが、さういふ隠れた篤農家の技術、世間にわかつていない方法等が取上げられて、それが全國の農民たちの採用するところとなるならば、その効果は非常に偉大なものがあると思ひます。よつて取上げて、普及させる方法を考慮されておられますか。その点をお伺ひしたい。

○山添政府委員 たいまお述べになつた事柄は、たいへん必要なことだと考へております。それには二つの面があるわけでありまして、一つは篤農家の技術を明らかにして世間に普及する。従つてある人が非常におもしろい栽培法等をやつておれば、試験場等もさつ／＼それをやつてみて、その結果を實踐し、さうして公のものとしてこれを普及する。さういふことに努めなければならぬわけでありませう。従來とかくさういふ点については、やや—いわゆる官僚技術というふうな名前が呼ばれて、門戸が狭いというふうな非難も受けておられるわけでありませう。今は試験場の運営といたしまして、基礎的研究を一層充実するとともに、農畜一体にした、ほんとうに農業の経営ないしは農作物の栽培等にアップラ

が、肥料等の相談に應ずることほもちろんでありますけれども、根本問題と

いできるものを研究をし、これを普及する必要がある。さういふ点にも十分ををし、試験をして、さうして農民たちが安心して買つたり、仕事をしたりする



で、十分なる指導の効果をあげるよう  
にいたしていきたいという考え方を  
ついでにあらわします。そこで全体  
として見ますと、農村にあつて農業技術  
の発展向上のために努力をする技術者  
の数は、しかく減ると見込んでおらな  
いのであります。それから優秀なる技  
術者は、全部こちらの方に吸収でき  
るかというお話でございますが、今申  
したようなわけであります。相当程  
度こちらの方に吸収はできるのであ  
ります。技術員全体としては今のよう  
な比例でありまして、こちらの方で設  
置します技術員は、ある程度質のよ  
ろしい、程度の高いところをね  
らつて、こういうことを御了承願  
いたのであります。

○的場委員 指導の区域の問題でお尋  
ねしたいのであります。従来指導者の  
指導区域というのが町村ということ  
で考えられますので、狭い区域で戸数  
の少い、耕地の狭いといったような小  
さな町村では、一人の技術員で指導が  
できます。ところが非常に広い市町村  
で戸数も多く、耕地も多いというよう  
なところは、市町村という行政区域が  
一つであるために、指導の区域が一つ  
であるというところは、大きな市町村は  
指導が不徹底になることになりまし  
て、その大きな市町村こそ、指導が徹  
底をいたしまして増産をはからなけれ  
ばならないので、小さいところで一割  
増産をした数と、大きな町村で一割増  
産をした数とは、五倍も十倍もその数  
において違いがある、こういうことを  
考えますときに、あまりに行政区域に  
とられて、耕地の面積なり、あるい  
は指導を受ける戸数なり、さようなも  
のについて区域を考えなければ、指導

効果があらならないと考えているのであ  
りますが、この点は何が御考慮になつ  
ているのでありますか、これをお伺い  
いたします。

○山添政府委員 教からいたしまして  
も、六千五百名のうち二級官並びに三  
級官は、一本立ちの人は五千名であり  
ます。現在の町村数からしますと、二  
箇町村に一人ということになる。そこ  
でこの区域でございませうけれども、区  
域は一町村一区域という意味ではござ  
いませぬ。大体五箇町村から十箇町村  
くらいの、立地条件をひとしくする、  
農業事情の共通な地域をもつて地区を  
構成するわけでありまして、そこに教  
名のそれと、特色もあり腕もある技術  
者を設置し、それらの人が一箇町村な  
り二箇町村の担任区域をもちますと同  
時に、また一つのグループとしての活  
動をしよう、こういう考え方になつて  
いるわけでありまして、その技術者の人  
たちをいかに配置をするかということ  
は、都道府県の委員会、今仰せにな  
つたような事柄を頭に入れてきめるこ  
とになつていられるわけでありませぬ。

○的場委員 この区域の問題は非常に  
大事な問題でありまして、教箇町村を  
受持つということの効果のないもので  
ある。私どもはいかなる小さな町村で  
も、一人の人がその町村を受持つ、大  
きなものは二人、三人が区域をわけて  
その町村を受持つ。その場合に、小さ  
いから三箇町村を受持つということでは  
効果はありません。その指導者も、ま  
じめな熱心な人はよろこびますが、  
ちよつとずるい人間になりますと、あ  
つちへ行つたりこつちへ行つたりし  
て、どうも責任がないようになりまし  
から、責任をもつて指導するといふな

らば、やはり行政区域は考えなければ  
ならぬので、それを考えるが、同時に  
大きなところはたつた一人や二人では  
とうていだめではないか。こう考えて  
今質問したのであります。今のような  
考えであれば、私どもはこの仕事はあ  
まり効果がないと考えるのでありま  
す。一村に一人もないようではとうて  
いだめであるから、ことしそれが方法  
がつかなければ、もう少し農林省とし  
てもこの点はお考え直しをお願いしな  
ければ、効果がなからうと考えます。

○山添政府委員 これは將來の問題と  
して、優秀な人が養成できるに従つ  
て、少くとも一町村一人くらいまで抜  
張りたいというところは、先ほど申し  
通りであります。そういう考えをもつ  
ておるが、当面これをもちつて発足す  
る。かように御承知を願いたい。

○野上委員 本法に基いて農地改良委  
員会というものが構成されるという趣  
旨の説明を受けたのであります。本  
法には何らその委員の選挙に關する規  
定も、また委員会の目的権限等に關す  
る規定の一箇條も挿入してないのであ  
りますが、これは別途にそういうもの  
が用意されておるのか、その点を一点  
伺つておきます。

○山添政府委員 当面の措置として、  
府縣が行います復旧事業は、農林省と  
協定した方法によつて行つたというの  
助成の條件になつております。農林省  
としては一つの基準を示しまして、今  
の委員会のことば府縣の條例をもつて  
定める。こういう考え方をいたしてお  
ります。

○野上委員 なおその際府縣の條例に  
よつて委員会の規定が定められるとい  
ふことになれば、一應各府縣の自治性

に基いて決定されることでありましよ  
うが、その規範とか何らかの基準、  
あるいはそれに類したものが用意され  
ておるか。あるいはそういう示達指  
令、そういうものがなされておるか  
どうか、これを伺います。

○山添政府委員 正式の指令はまだ出  
しておりません。出す予定のものは草  
案として参考資料の中にはいつてお  
ります。

○野上委員 従来わが國の農業技術の  
改良等において、主として品種の改良  
であるとか、耕作方法の改良である  
のであります。今日私は農業経営の  
面からするところの経営技術の改良、  
経営様式の改良、たとえば農業労働に  
対するところの組織的な研究、そうし  
たものがきわめて乏しいように思  
つております。そうした当面の研究を  
今後取入れていくという用意、ある  
いは計画があるかどうかを一点伺つて  
おきたい。

○山添政府委員 農業経営と申しま  
れば、これは多方面にわたるのであ  
ります。今お述べになりました農業を  
合理化していく、あるいは優秀な機械  
を入れていくというふうな意味での研  
究としては、昨年来農業機械化委員  
会というものを農林省に設置いたしま  
して、その構成主体は主として民間の  
方でありまして、いろいろな分科会を設  
けて研究をいたしております。同時  
に、北海道そのほかの農事試験場に、  
特別の項目を示して委託試験をいた  
しております。この仕事は現在経費が少  
いのであります。十分活動できませ  
んが、これはもとより殖やしてまい  
りたいと思つております。また農林省の

農事試験場は、岩手縣の三本木に特別  
の試験場をもつております。これは今  
仰せになりましたような、東北の畑作  
を主体にして、畜力、機械力、そのほ  
か総合的に研究していこうという考  
えでやつておるわけでありませぬ。

○森山委員 従来こうしたような補助  
金とか、交付金については、表面きは  
非常にりつぱな看板を掲げてやつてお  
るけれども、實際は交付金をもらは  
ないで、実績をあげるの第二にし  
ておるというふうなものが、ないで  
なかつたように思つております。こ  
の交付金の交付については、よほど嚴  
重なる監査が必要だと思つて、こ  
の研究などでも、木くすから飼料をつ  
くるものがあるようでありませぬが、  
よほど自信があつて、そういうような飼  
料になる研究が行われておるらしいの  
であります。よほどの自信がなければ  
ばそういうものに交付しても効果がな  
いのではないかと思つて、まづたく  
自信のないものに、ただいたすに研  
究費をやるのはいかぬじやないか。と  
ころが、最近私は聞いたのであります  
が、これははたらくの間実際に付て見まし  
たところの、あの理化学研究所の尾形  
博士の發明された感光素であります。  
あれが発賣禁止されたやうなものであ  
ります。そこでそうしたやうなものには発  
賣禁止も必要であるかもしれませぬ  
が、十分なる研究の結果をういうふう  
になつたのであらうと思つて、それ  
れが一方には非常に効果があると称し  
ております。また私が実験したところ  
では相当効果がありました。現在植物  
を二つにわけて試験をいたしております  
。そこでただ一概に、効果がな  
いと

言つてそれを禁止するといふことより

言つてそれを禁止するといふことより

も、少しでも増産できるものならば、  
そういうものに補助金を交付して、さ  
らに研究させていつたらどうかと思  
いますが、そういうことについて、しかも  
個人の経費をかけて相当なる施設を  
おこなうのであります。私もその施設  
を見ました、その結果私のところの  
農民組合においては、昨年来試験をや  
つてみたのであります、これは非常  
な効果があるようであります。また岡  
山縣あたりでは、農民組合において盛  
んに試験した結果よろしいというの  
で、もつぱらこれを採用しておつたの  
であります。特にさつまいもに非常な  
効果があるというので、これも試験を  
してみたところが、農林省はどうい  
う御見解が知りませんが、実際におい  
て効果があるのであります、また鶏にも  
試験してみました、これも効果がある  
のであります。しかしながら効果がな  
いというので、発賣禁止になつたそ  
うであります、かようなものを、ただ  
一概に効果がないというのでなく、  
こういう方法で効果があるならば、補  
助金を交付して、さらに研究させるこ  
とが実際において必要じやないかと思  
います。先ほど申しました、十分効果  
がある目標のあるものならば出して  
もいいと思ひますけれども、疑問のあ  
るようなものに交付する、そういうも  
のは実際において従来世の中にもあつ  
たのであります。またこれはこの法律  
には関係ありませんけれども、ほかの  
方面におきましても、やはり厚生省の  
資金なんかは、私の知っている範囲に  
おきましても、資金をもちうのが目的  
でありまして、事業は目的じやない。  
しかし表向きは事業を行つて、その  
税金を逃れるのと、それから補助金

をもちうのが目的でやつていけるもの  
あります。ですから、その見定めを  
よほど研究していただきたいと思ひ  
ます。これは希望であります。  
○的場委員 さつきも一つお尋ねす  
るところでありますけれども、農業  
経営の指導についていかなる方法で  
やりになるのか、その点をお伺いし  
たいと思ひます。

従来わが國の農業があまりに複雑多  
岐にわたつておりますので、一々の要  
素がらつばにできても、総合的にその  
農業経営全体がうまく組合わされて  
それによつて一々がよくいつても、綜  
合的にうまくいかなないために、経済的  
には非常に行詰まるような結果を來し  
ますので、この点をどういふふうにし  
て、総合的な農業経営の指導を行われ  
るつもりなのか、これは畑作地帯と  
か、水田地帯とか、あるいは畑作並  
に水田の半々とか、寒地農業とか、暖  
地農業とか、単作地帯とかいつたよ  
うなふうに、いろ／＼な形態におい  
て行われている農業経営を、その地方々  
々で適当に研究指導しなければ、ただ  
一々の事項を研究し、指導するだけ  
は、日本の農業の発達にならぬと考  
えるのであります、この点について  
いかなる考慮が拂われているのであ  
りますか。特に従来捨てられておつた畑  
作地帯における農業経営をどういふ  
ふうにするか。単作地帯で米がたくさ  
んとれるけれども、百姓は貧乏してい  
るようなところに、もう少し経済的な潤  
いのある経営をせしめるためには、い  
かなる経営方式をとればよろしいか  
というふうなことが検討され、指導され  
なければならぬと思ひます。

今ここに資料をもちつております委託  
試験研究というふうなものの中にも、  
総合的な農業経営の研究指導という問  
題について、何も書いてないようであ  
りますから、この点をお伺いする次第  
であります。

○山添政府委員 的場委員のお述べに  
なりましたことは、一番重要であると  
同時に、またむずかしい点でありま  
す。むずかしいといふのは、経営  
そのものを全体的に把握することが、  
すでに非常にむずかしいのでありま  
す。人によつていろ／＼考え方があ  
ると思ひます。いづれにしても、そ  
れ／＼の地域の條件なしは自然的條  
件、並びに経済的條件に即してやら  
なければいけないことになつて、その  
試験研究等につきましても、内地を大  
体学問的にわけると、およそ十一くら  
いの地区にわけるのが適当だと思ひ  
ます。そういう地区にわけまして、  
その地区ごとに、その地区の重要項目  
は一体何であるかというふうなことに  
着目して、試験項目を選択して、そし  
て組織的にやつていくという考え方を  
いたしてはいるのであります。一体単作  
地帯にどの程度の畜産がはいり得る  
か。あるいはどうしてもいかなけれ  
ば、というよりも、むしろ一体どうい  
う種類の農村工業を起した方がい  
いか。これは一つ／＼研究と同時に、い  
ろ／＼な観察をも必要とするのであり  
まして、そういうことにつきまして  
は、この普及事業といたしましては、  
中央の農林省に農業改良局ができ、府  
縣にまたこの仕事を所管する特別の機  
関——当面経済課における一係でも設  
けるというふうなことでやつていくの  
であります、それらのものが中心  
になり、廣く各方面の意見を聴き、ま

た必要と思ふところの試験項目を指示  
して、研究を進めるといふようなこと  
で、お話のような点を、絶えず頭の底  
において事を進めていきたい、こうい  
う考えでお話しております。

○的場委員 はつきりしませんよう  
ですが、私どもは、ただ一つの米なら  
米を増産するといふだけでは、米は増  
産けれども百姓は助からないのであ  
ります。増産をしたから百姓がすぐ潤  
うかという、そうではない。ほかに  
その一つ／＼の要素はつばにできて  
も、総合的にその農業経営全体がま  
く組合わされて、一方でむだになるも  
のは一方では利用をされるというよ  
うに、うまく組合わされるところに、  
農業経営の妙味を發揮して、そこで  
の農業経営というものが成り立つ  
て、成り立たない農業をどんなに改良  
したつてだめなものですから、根本は農  
家の経済が向上するような農業経営の  
研究指導といふものを、今おつしやる  
ようになつた地区なら十一地区でよ  
うございませぬから、その地区ごとに  
相当の研究機関を設けて研究し、指導を  
してもらわなければならぬのではない  
か、かように考へるのであります。け  
れども今のお話では、その点がどうも不  
徹底のようでありまして、もう少しこの  
農業経営の研究指導といふものに力  
を入れてもらふような御意思はないの  
でありますか。これは今年ということ  
でなければ、今後何かお考へになつて  
いるならば、その今後の問題でもお伺  
いできれば結構だと思ひます。

○山添政府委員 元來一つの技術を取  
り入れると言ひましても、その経済的  
効果いかんということが問題であり  
まして、お話のように、米はできたけ  
れども、経営全体としてマイナスにな  
るといふのでは、話にならぬわけであ  
ります。すべての研究がそういう経済的  
効果といふことを頭におき、基礎とし  
てもつていなければならぬといふこと  
は、たえず考へていけるのであります。  
ただその経営自体——ある地区にお  
けるというものがモデルの経営であ  
るかといふことをつかみ出すことは、  
非常に困難な仕事であるといふこと  
を申し上げていけるのであります。しか  
し、そういう点に着目しなければ特  
にいけないという考へ方は、われ／＼も  
つておりますと同時に、その現われの  
一つとしては、農業改良局をつくりま  
して、その中の一つの部としては、も  
つぱら経済的な観点から農業経営等  
を取扱つていく、経済研究課というよ  
うなものも設けるのであります、また  
今はいま、いませぬが、將來は地区ご  
とに、一つの地区的な取扱いをするよ  
うな、組織もだん／＼發達して行くと思  
ひます。それらのものは何を中心  
とするかと言ふと、今おつしやつたよ  
うな、特に経営というふうな点に着目  
してすべての研究なり指導をする、そ  
ういふ方向に導きたいという考へをも  
つていけるのであります。お話になり  
ましたことは、われ／＼もことごとく同  
感であり、注意をいたしております。  
ただ経営試験場という形においては、  
まだ日本ではなかつたのであります。  
またある地区のこれがモデル経営だ  
といふことも、なか／＼つかみにくい  
であります。養蚕をやつて、それが福  
島縣で羊と結びつくとか、そういう個  
々の事例といふものがたえず全体の経

営に繋がついていく、こういう方式でや  
つてまいりたいという考えでおりま  
す。

○助場委員 私の考え方も、こういう  
地方ではこういう形の経営がよいのだ  
という、見本的なモデル的なものを言  
う意味ではないのでありまして、農業  
を経営していくうちに、この地方では  
いかなるふうをするかによつて妙  
味があるのか、どういふところか改善  
をしなければならぬところがあるの  
か、いかなる部分にロスがあるのかと  
いうことが、経営全体を通じて考えら  
れなければならぬので、ただ試験研  
究というものが一掃をつくるのはこ  
うすればよくできる。甘藷をつくるの  
はこうすれば増産になるという研究だ  
けではなしに、何十かある農業要素こ  
とごとくに検討加えて、常に研究とい  
うものがなされなければ、増産はでき  
ても、前申し上げましたように百姓は  
困り、貧乏をする農業経営しかできな  
いのでありますから、この点にもう少  
し注意を拂い、もつとくふうされて、  
研究、指導をなされるようにお願いし  
たいという私の気持ちから申し上げるの  
であります。この点は今後御考慮願  
いたいと思ひます。質問を打ち切ります。

○井上委員長 大体以上で本農業改良  
助長法案に対する質疑は終りました。  
大体この程度にいたしておきたいと思  
ひますが、最後に委員長から特に政府  
に質問をいたしておきたい問題は、す  
でに各委員から指摘されましたが、本  
改良助長法を遂行するために、全体と  
しての予算的措置が必要であるのに、  
われわれに配付された資料による予算  
関係は、従来計上されております試験  
所関係のものが単に集計されておしま

して、本予算の施行に必要な予算的  
措置が行われていないのであります。  
そうすると別途に何か補正予算とい  
うようなものをつくるつもりでありま  
すか。また来年はどうするとか、将来の  
技術員の配置、指導の計画運営につ  
いての明確な指示がございません。将来  
一体政府は技術員をどの程度に配置す  
ることによつて、日本の農業及び農民  
の経済的生活の向上をはかられよう  
とされるか。それらについて見  
透しを立てて、それについてはこれだ  
けの経費と予算が必要であるという、  
一つの見透しをこの際明確にしてもら  
いたいと思ひます。

○山添政府委員 現在の予算とい  
ましては、普及事業に関する予算が五  
億九百いくら計上してあるわけであり  
ます。これは六千五百名の技術者を設  
置することを中心とする予算でありま  
す。これは将来だん／＼殖やしてま  
りたい。そして一町村一人という程  
度までは拡充をしてみたいという  
考えをもつております。なおそのほか  
いろいろ／＼な事項についての専門技術  
者も、相当設置したいという計画を  
もつております。将来増員される者及  
び専門技術者設置に要する計費は、次  
年度以降計上要求をしておりますのであ  
ります。これはどれだけの人が得られ  
るかということ、財政上の見地と両  
方をにらみ合せて、なるべく早い機会  
に完備するように努力していきたいと  
いう考えをもつております。

それから試験研究に要する費用は、  
今年としては、とりあえず今ままでやつ  
ておいた既定予算を参考資料としてそ  
こに掲げたのみであります。この法  
律の実施に伴い、新しく改良総局等が

でき、人も揃いますときに於いては、過  
去の業績、現にやつておる事柄を檢討  
いたしますと同時に、将来の方向をも  
察して、新しく試験事業を整備するも  
のは整備し、着手すべき項目は取上げ  
るということにして、別途経費を要求  
いたしたいと考えております。その一  
部は時期的に申しまして、多分予備金  
を要求することにならうと思ひます。  
本格的な試験研究費については、明年  
度からになるという予定であります。

○井上委員長 そうしますと、結局よ  
い人が得られるか、得られぬかとい  
う見透しがつかなければ、技術員及びそ  
の普及事業に対する計画というものは  
立たぬことになりませんか。  
○山添政府委員 一町村一人という程  
度までござつてますのに、三年計画に  
するか、五年計画にするか、こういう  
ような点が問題かと思ひます。

○井上委員長 わかりました。それで  
は農業改良助長法案の質疑はこの程度  
で終了したいと思います。明日午前十  
時から討論をいたしたいと思いますか  
らさう各党においてお諮りを願いた  
いと思ひます。  
なお討論が終りましたならば、食糧  
確保臨時措置法案、これの質疑を継続  
することになりますから、御用意願  
いたいと思ひます。  
本日はこの程度で散会いたします。  
午前十一時四十三分散会

昭和二十三年九月八日印刷

昭和二十三年九月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局